

第 3 2 回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成 2 3 年 7 月 1 5 日（金） 1 4 時から 1 6 時まで	
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁	
報告案件 審議案件	<p>報告案件 1 第 1 5 回風致デザイン部会の報告 （仮称）富雄第三小中学校施設整備工事について</p> <p>報告案件 2 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備事業の報告 ① 平成 2 2 年度 補助実績について ② 平成 2 2 年度 事業仕分けを受けての対応について</p> <p>報告案件 3 奈良市景観計画の報告 ① 平成 2 2 年度届出状況について ② 平成 2 2 年度奈良市景観修景助成事業の補助実績について</p> <p>審議案件 1 奈良市眺望景観保全活用計画（素案）について</p>	
出席者	委員	今井委員、上原委員、大橋委員、奥村委員、川崎委員、北村委員、菅沼委員、實委員、樽谷委員、坊委員、水野委員、室委員、山菅委員 【欠席者】中田委員、中村委員
	事務局	湯浅都市整備部長、東井まちづくり指導室長、福岡教育総務部長 景観課（西田、仲谷、至田、荻田、徳岡、田淵） 文化財課（中井）
開催形態	公 開 （傍聴人 1 人）	
決定事項	審議案件 1 について 奈良市眺望景観保全活用計画については、今後も引き続き策定作業を進め、作業が終了した段階で、再度、審議をする。	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
報告案件 1	平成 2 2 年 9 月に開催した、第 1 5 回風致デザイン部会において、部会長は、菅沼委員に決定いたしました。 （質疑・意見の要旨） 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	
報告案件 2	（質疑・意見の要旨） 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	
報告案件 3	（質疑・意見の要旨） 特に、質疑・意見は、ありませんでした。	

審議案件 1	奈良市眺望景観保全活用計画（素案）について
川崎会長	<p>（質疑・意見の要旨）</p> <p>奈良市景観計画のなかで眺望景観の問題が残されている。事務局から資料説明いただきたい。</p>
事務局	<p>平成 21 年 6 月 4 日に開催した第 29 回景観審議会において、奈良市眺望景観検討委員会を設置することを報告させていただいた。それに基づき、平成 21 年度から奈良市眺望景観検討懇談会を設置して、調査・検討を行ってきた。途中経過を報告させていただく。</p> <p>資料 4 をご覧いただきたい。</p> <p>2 頁から 6 頁で、奈良市眺望景観保全活用計画の策定の背景と目的を整理している。</p> <p>2 頁では、これまでの奈良市の景観形成の取り組みと成果として、高度地区や風致地区等の都市計画法、古都法や文化財保護法、各種条例などにより、早い時期から景観の保全に取り組んできた結果、自然の広がりゆとりが感じられ、歴史と文化の香る奈良らしい景観が継承されてきたことを整理している。</p> <p>3 頁では、奈良市の景観の課題として、奈良市の景観の価値が明確化・共有化されていないこと、各制度が個別に運用されており十分な成果があげられていないこと、そして、少子高齢化などの社会情勢が変化していることにより、奈良らしい景観の変容が散見され、また、変容のおそれがあることを示している。下の写真に挙げているように、三条通の広告物や電線類など、広がりのある眺望景観に映り込む大規模な工作物など、春日山原始林等の歴史的風土を形成する山林のナラ枯れなどの形で奈良らしい景観の変容がみられる。</p> <p>そして 4 頁に示すように、奈良市では、これらの課題に対する取り組みとして、平成 22 年 1 月には景観法に基づく奈良市景観計画を策定し、同年 4 月になら・まほろば景観まちづくり条例を施行してきたところである。そのなかで、大規模建築物等の景観誘導や重点地区を指定し景観誘導などを図ってきている。また、大宮通や三条通は景観重要公共施設に指定して、景観誘導を図っている。さらに、屋外広告物についても、奈良市屋外広告物条例だけでなく、景観計画でも規制・誘導を行っている。</p> <p>5 頁では、「眺望景観保全活用計画の策定」の前提として、奈良市における眺望景観の重要性を整理している。奈良には数多くの歴史文化遺産や大和青垣の山並みへの眺めを享受できる空間の広がりや視点場が数多く残されており、奈良固有の歴史的背景や人々の生活文化、説話・伝承等により、目に映り込む建築物や自然環境が相互に関係し合い、より魅力的な眺望景観として我々の心に響くようなものが数多く残されてきている。そして、これまでも、眺望景観の重要性が認識され、取組が進められてきている。その一例としては、昭和 41 年に古都法に基づき策定された奈良市歴史的風土保存計画では、歴史的風土保存区域や歴史的風土特別保存地区などにより保存が図られてきている。また、奈良県の風致地区保全方針に基づいて、保全がなされている。さらに、高度地区により、高い建築物を抑制して市街地の眺望を守ってきている。そして、右側に示す「大池から薬師寺の塔ごしにみる大和青</p>

垣の眺望」や「平城宮跡から大和青垣への眺望」の2つの眺望については、これまでも様々な提言を受けており、今後も残していかなければならない重要な眺望景観として位置づけてきたところである。これらを受け、奈良市における眺望景観は「世界に誇る歴史都市奈良の歴史的風土・歴史的風致の根幹をなすもの」として重要であると整理している。これについては、計画素案第一部の2頁から3頁に詳しく掲載しているのでご参照いただきたい。

6頁には、奈良市における眺望景観の保全活用の目的を3点、整理している。1つ目は、世界に誇る奈良固有の歴史文化を保全する、2つ目は、奈良らしい眺望景観を観光資源として活用する、3つ目は、市民生活の質の維持向上に資するである。この3点の目的に即して、計画策定の必要性を整理している。これについては、計画素案第一部の3頁から4頁に詳しく掲載しているのでご参照いただきたい。

7頁からは、本計画で扱う眺望景観のとらえ方を示している。「定義」という用語を使うと難しく感じられてしまうため、ここでは「とらえ方」という表現としている。本計画では、眺望景観を、「特定の視対象を望むことができる視点場と眺望空間から構成される景観であって、下表のいずれにも該当するもの」という形で整理している。下表については、眺望景観の空間特性は、距離と可視性の2つに分け、距離は「原則として視対象は中景から遠景に位置すること」、可視性は「原則として視対象を望めること」としている。眺望景観へのアクセス性は、視角と視点場と時間の3つに分け、視角は「視点場又は視角に自由度があること」、視点場は「視点場の公共性が高いこと」、時間は「眺望景観を享受できる時間的な制約がないこと」としている。眺望景観の歴史性は、時代と歴史性の2つに分け、時代は「時代区分は問わない」、歴史性は「奈良市の歴史のなかで重要であること」としている。

8頁では、眺望景観のとらえ方をもとに、奈良市の眺望景観を6つのタイプに区分している。1つ目は「見下ろし型眺望景観」であり、若草山から奈良市街地を見下ろすような眺望景観である。2つ目は「広がり型眺望景観」であり、大池や平城宮跡から大和青垣を望むような眺望景観である。3つ目は「見通し型眺望景観」であり、二月堂裏参堂からの眺望景観のように、道路を見通してその先に視対象を望むようなものである。4つ目は「境内地・史跡地型眺望景観」であり、境内地や史跡地から視対象を望む眺望景観である。5つ目は「進入路・玄関口型眺望景観」であり、トンネル効果を有する奈良阪など、奈良市の玄関口や進入路から見えるような眺望景観である。6つ目は「生活・生業型眺望景観」であり、生活や生業に関わるものが眺望景観の主要な対象として映り込むもの、田園風景や茶畑などが映り込むようなものである。

9頁では、奈良市眺望景観保全活用計画の位置付けを整理している。奈良市の景観施策としては、市街地景観や集落景観の形成、自然景観の形成、街路景観の形成、屋外広告物の景観形成、景観資源の保全・育成など様々な景観に対する施策がある。眺望景観の保全活用もそのなかの一つの施策として位置付け、それらが連携することにより総合的な景観づくりを進め、奈良市の景観を向上させていくこととしている。

10頁では奈良市眺望景観保全活用計画の構成を示している。第一部「基本方針」、

第二部「奈良らしい眺望景観」、第三部「重要眺望景観の保全活用」の三部構成としている。第一部の「基本方針」では、奈良市における眺望景観の保全活用に関する基本的な考え方を示している。この中には、先ほど説明した眺望景観のとらえ方や奈良らしい眺望景観のとらえ方などを示す。第二部の「奈良らしい眺望景観」では、奈良らしい眺望景観を選定し、普及啓発していくための基礎データとなる奈良らしい眺望景観カルテを掲載する。本日審議いただくのは、第一部及び第二部の部分である。第三部の「重要眺望景観の保全活用」については、今年度、検討懇談会のなかで検討を進めていく予定である。第三部まで含めた計画案については、改めてご審議いただく機会を設けさせていただく。

続いて、11 頁からは、奈良らしい景観の成り立ちを整理した上で、奈良らしい眺望景観のとらえ方を整理している。まず、奈良らしい景観の成り立ちについては、「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」の3つの景観が相まって奈良らしい景観、奈良らしい眺望景観が成り立っていると整理している。「目に見える景観」は、地形や自然環境、歴史文化遺産などの物的空間要素がつくる実際に目に見えるものである。「心で感じる景観」は、物語や文学、生活文化、説話伝承など、歴史のなかで、場所や要素に付加された意味や価値がつくる心象景観である。「情報としての景観」は、昔の観光案内書や絵図などに示されるなど情報として得られ、形成されてきた景観イメージである。

12 頁から 16 頁に、それぞれの景観の特性を具体的に解説している。目に見える景観の特性については、奈良盆地エリアと東部山間地エリア、西部丘陵地エリアの3つのエリアに分けて分析している。奈良盆地エリアは、「山並み等の自然環境と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土が感じられ、「古都奈良」としての風格と魅力が感じられる眺望景観」、東部山間地エリアは、「山林・農地を中心とした豊かな自然と、それらとの関係のもとに形成され、持続してきた集落や歴史的建造物が織り成す伝統・文化が感じられる眺望景観」、西部丘陵地エリアは、「住宅市街地の家並みや庭木、点在する歴史文化遺産、丘陵地、遠方の山々、河川や農地が織り成す成熟した生活文化と「古都奈良」との一体性を感じられる眺望景観」と整理している。心で感じる景観の特性は、「奈良市は、古都としての繁栄以来の長い歴史のなかで、かつての政治文化の中心都市として、また仏教文化を育んできた魅力のもとに、多くの人々が訪れ、場所に様々な意味づけがされてきた。祭礼・行事などの民俗文化を継承しながら、生業や産業などの生活文化を発展・成熟させてきた。また、わが国の歴史を語る上で欠かせない史実、説話、伝承も伝えられている。これらの人々の活動が眺望景観のなかに映りこむ歴史文化遺産や自然環境などを繋ぎ合わせ、その魅力を増進している。」と整理している。情報としての景観の特性は、「古くから文人歌人をはじめとした数多くの人々が訪れ、和歌や絵画、小説、写真など、数多くの作品を残してきた。そして、近世末期には、数多くの名所案内記や絵図が描かれている。また、近現代に入っても、観光都市としてテレビドラマの撮影ロケ地として利用されるなど、情報はより多様化し、蓄積されてきた。これらの情報が多くの人々に、奈良市の景観イメージを植え付け、固有名詞の景観が定着してきた。そのため、物理的には見えなくとも、事前に植えつけられた情報をも

とに「見えるはず」「あそこにあるはず」という想像をもとに眺望景観が享受される点に奈良市の眺望景観の特徴がある。」と整理している。これらの詳細については、計画素案第一部 10 頁から 18 頁に掲載しているのでご参照いただきたい。

これらの整理を受けて、17 頁に示すように、奈良らしい眺望景観のとらえ方を「古都奈良の社寺をはじめとした歴史文化遺産と周囲をとりまく豊かな自然環境や生活文化が重なり合う『歴史と文化の奥行き』を感じられる眺望景観」と整理している。

18 頁では、奈良らしい眺望景観のとらえ方をエリアごとに示している。奈良盆地エリアについては、「山並み等の自然環境と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土が感じられ、「古都奈良」としての風格と魅力が感じられる眺望景観」としている。その下には、東部山間地エリア、西部丘陵地エリアの奈良らしい眺望景観のとらえ方をそれぞれ整理している。

19 頁には、それらのエリアごとに、3つの景観特性に応じて、奈良らしい眺望景観を選定していくための選定基準を設定している。例えば、奈良盆地エリアの目に見える景観の特性については、先ほど説明したような「古都奈良を代表する歴史文化遺産を視対象に含み、それらが周囲の自然的環境と一体となって歴史的風土を形成していること」としている。心で感じる景観の特性としては、「視点場、視対象、眺望空間の歴史的背景やそれらの相互の関係が、古都奈良を語る上で欠かせないものであること」としている。情報としての景観の特性としては、「視点場、視対象、眺望景観が情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきた眺望景観、または、今後、積極的に情報化し、発信していくことが特に望まれる眺望景観」としている。

20 頁から 23 頁には、奈良らしい眺望景観の保全活用を図っていく上での目標と方針を示している。目標としては、「市民、事業者、行政のそれぞれが、奈良らしい眺望景観の特質を理解し、協働で保全活用に取り組むことにより、奈良の歴史文化を将来世代に引き継いでいく」としている。この目標に基づき、眺望景観の6つのタイプごとに基本方針を示している。

24 頁には、奈良らしい眺望景観の保全活用を進めていくための方策について、課題とそれに対応した施策の事例をあげている。守るための課題・保全のための課題の一例としては、「塔屋や屋上広告物等の形態・意匠・色彩が、眺望景観を阻害するおそれがあるので、塔屋部の形態・意匠の制限や景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導等の施策を講じる必要がある」としている。整えるための課題・再生するための課題の一例としては、「視対象の前景や背景に不調和な建築物等が入り込んでいる実態があるので、当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定の施策を講じる必要がある」としている。活かすための課題の一例としては、「視点場が十分に整備されていないので、案内板や休憩施設などの視点場整備事業の実施などの施策を講じる必要がある」としている。これらの様々な方策を実施しながら、保全活用を進めていきたいと考えている。

25 頁には、奈良らしい眺望景観から重要眺望景観を選定するための考え方を整理している。選定の考え方の1つ目は、「目に見える景観の特性」「心で感じる景

観の特性」「情報としての景観の特性」からみて、特に奈良らしいと認められる眺望景観であること」、2つ目は、「「守るための課題」「整えるための課題」「活かすための課題」からみて、特に重点的に保全活用に取り組むべき眺望景観であること」、3つ目は、「視点場周辺における住民活動等と一体的に取り組むことにより、より効果的なまちづくりが期待できる眺望景観であること」としている。

26頁は、平成21年度から進めている奈良らしい眺望景観の選定のフローである。既存資料、公募、アンケート・ヒアリング調査をもとに117事例の眺望景観を抽出し、類似する眺望景観の集約・整理、本計画で扱う眺望景観の定義及び奈良らしい眺望景観の選定方針への適合状況をもとに、奈良らしい眺望景観の第一次選定候補39事例を抽出したところである。その39事例については、計画素案に1事例A3両面1枚で、目に見える景観の特性、心で感じる景観の特性、情報としての景観の特性、守るための視点、整えるための視点、活かすための視点等の概要を整理している。

現在、計画素案第三部に示す重要眺望景観について、この奈良らしい眺望景観候補39事例から、事務局案として12事例を抽出している。この12事例の抽出方法については、本日配布したA3版1枚ものの資料「重要眺望景観の抽出について」に示している。表面には選定方針1から3のそれぞれの考え方を示しており、右下に、奈良らしさと課題の多さの2つを軸にした場合の選定候補12事例のグラフ上の分布を示している。右側に行くほど奈良らしさが高く、上にいくほど課題が多いというグラフとなっている。裏面には各眺望景観の点数表を付けている。以上で、眺望景観保全活用計画素案の説明を終わらせていただく。

川崎会長

実委員が建物の高さ規制についての海外事例などの資料を用意いただいている。資料説明をお願いしたい。

実委員

配布した資料は、都市景観についての授業で使用している資料のひとつである。どのように魅力がある景観をつくるかの手法の提案である。

右下の図はアメリカ東海岸のボルチモアの事例である。港の方には魅力のあるマリーナがある。小高い丘から海を眺めて、海の魅力のある景観を引き立たせ、港がきれいに見えるように高さを制限し、水際に高い建物を建てないようにしている。このような考え方は面白いと思う。奈良でも若草山から見ると、高い所から低い所を眺める眺望があるが、それをどのような形で規制していくのが問題である。奈良市では現在も25mや40mなどの高さ規制があるらしいが、場所によっては、ボルチモアの例でみられるように、視点からの景観や建物を考慮した線・サイトラインを引いて、高さ規制をするという考え方もあると思う。

右上の図はパリ・シャンゼリゼ＝ラデファンスの都市軸である。これはパリが誇る都市軸である。図の右側にルーブル美術館があり、コンコルド広場、シャンゼリゼ通り、凱旋門、郊外の方には再開発地区であるラデファンスと続いている。これらが一直線で結ばれている。奈良もこのような都市軸、シンボルロードをつくるなど、保全するという観点だけではなく、景観を創りクリエイトする視点も計画に含めていかなければならないと思う。

左下の図は、いにしへの奈良のイメージである。私は地理学が専門であるため、

	<p>景観をみるとき、高い所から見るのが癖になっている。奈良には興福寺五重塔があるが、かつてはそこに登ることができたという。今は傷みが激しく禁止されている。そこに登れたらどれだけ素晴らしい景観が見えるだろうかと思う。猿沢池や奈良町、春日大社、東大寺が見え、平城宮跡も見える。古都奈良を眺める絶好の場所だと思う。大阪の四天王寺もかつては登れなかったが今は登れるようになっていく。人数を制限してでも登れるようにできると良い。魅力ある景観を見せるということも眺望景観保全活用計画に含めていただきたい。</p> <p>7頁に、眺望景観は中景、遠景などと規定しているが、敢えてこのように規定する必要はないと思う。眺めであるので、近くても遠くても魅力のある奈良らしい景観をつくるという意味で進めていけば良いと思う。</p> <p>3つの例を紹介いただいた。パリの例は、かなり大きな都市構想があり、都市構造に関わる視点である。いにしへの奈良の例は、新しい視点場をどのように発見していくかという視点である。ボルチモアの例は、建物の高さ・都市のボリュームの総量規制により海や山などの大景観を守るという視点である。3つの例は各々そのような意味をもっている。そのことを頭に入れながら、奈良らしさはもっと人の肌に近いところできめ細かいものも含まれるのではないかということである。そのような視点を念頭において、奈良らしさについて議論いただければということである。</p>
川崎会長	
坊委員	<p>素案は立派な計画であると思う。しかし、3頁の写真にある山林のナラ枯れひとつをとらえても、将来的にどうするかという問題がある。ナラの木一本育てるのも大変な時間がかかる。枯れた後に修復をどのようにするのか。県がするのか市がするのか知らないが、説明を聞くだけでは、絵に描いた餅のような気がする。このことひとつを捉えても問題が山積している。実行される計画、実施される計画になることを期待する。</p>
菅沼副会長	<p>3頁の写真は県庁屋上から撮影したもので、赤い色がナラ枯れという病気である。この病気は5ミリくらいの小さな昆虫が運んでくる。6月くらいに飛んできて、フェロモンを出して雌を呼ぶ。交尾した後に、雌が穴を開けて中に入り込んでいく。雌は頭に菌糸をつけており、それを坑道に植えつける。それが2ヶ月くらいで広がり、それと同時に木が水をあげられないような状態になる。8月になると葉が真っ赤になって枯れてしまう。雌は卵を産み、幼虫は木を食べて大きくなる。1本の木に100も200も群がるため、ほんの2～3ヶ月で枯れてしまう。</p> <p>京都の東山連峰の一番南西を占めている高さ233mの伏見稲荷山では、平成19年に2～3本枯れていた。それが去年は270本枯れている。近鉄京都線の丹波橋から竹田の付近で東側を見ると、夏は真っ赤になっており、冬になると葉が落ちている。落葉樹であるため葉は落とすが、生きていて葉を落とすわけではない。虫は何年も一つの木にいるのではなく、次の年の6月頃になるとまた新しい木を求めて出て行くため、段々増えていく。2～3mの場所に入り込んでいくため、そこにビニールを巻いて中に入れられないようにすると防ぐことができる。景観上重要な木はそのような守り方をしなければならない。落葉樹のナラだけでなく常緑樹のシイやカシにも入る。</p>

川崎会長	<p>昨年、県の風致景観課長にナラ枯れをどうしたら良いか相談され、そんなに広がっていないと思ったが、写真を見せてもらってびっくりした。拡散していくおそれがあり、要注意の現象である。拡散しないようにすることが重要であり、場所によっては大変なお金がかかるが、できるだけ早く対処いただきたい。</p>
菅沼副会長 川崎会長 菅沼副会長 樽谷委員	<p>景観は構造物の構成だけでなく、特に奈良は広がりのある自然が重要な要素となる。ナラ枯れの根本的な原因は何か。</p> <p>祇園あたりの周辺の山はほとんどやられており、南下していつている。</p> <p>植生関係の学者が調査研究をされているのか。</p> <p>主に林学で研究されている。</p>
川崎会長	<p>ナラ枯れに関しては、発生して大分時間も経っており、対応策はでてきているようである。大変なことであると思うが、拡散を防止することはできてきている。昨年、平城遷都 1300 年祭の際に、観光で来られた方に声をかけた。九州の方であったが、その方は、平城宮跡から東を向いて見える東大寺大仏殿と若草山の風景は、聖武天皇が見たのと同じ風景を見ることができると言われていた。また、なら 100 年会館でのパネルディスカッションで、奈良の特徴についての議論になった時、歴史的建造物など様々な意見が出ていたが、最終的に一番になったのは、奈良に来たら大きな空が見えることであつた。そのような点からみるとこの素案はよくまとまっていると思う。このまま進めていっていただければ良いと思う。</p>
川崎会長	<p>大変だという話もあつたが、都市というものは徐々に変容して、景観が失われていく。それに対して、長期的かつ有効な手立てをうっていかねばならない。眺望景観の計画を景観計画に加え、いかに聖武天皇が見ていた景観を守り維持するかなど、守るから創るまでを方法も含めて検討していかねばならない。眺望景観をどのように考えて、どのように保全活用していくかという基本的な部分はしっかりとしなければならぬ。それぞれバラバラに取り組みを進めるだけでは全体としてまとまらず、うまくいかない。おそらく成果は 10 年後、20 年後に表れてくるものであると思うが、非常に重要なことであると思う。</p>
事務局 川崎会長 事務局 川崎会長	<p>26 頁の第 1 次選定候補 39 事例は、視点場から視対象の全てを含めた選定なのか。いずれも視点場から視対象を含めた眺望景観としての選定である。</p> <p>その間がひとつの守るべき区域ということになるのか。</p> <p>そうである。</p>
水野委員	<p>39 事例というのは少ないという印象もある。第 1 次選定候補であるため、第 2 次、第 3 次選定もあると思うので良いが、もっと沢山あるのではないかと思う。奈良の場合、外国の事例とは少し趣が異なる。奈良らしい景観の良さを発揮して欲しい。</p>
北村委員	<p>様々な分野から議論すると、気付かなかつたことにも対処できる。様々な眺望景観があり、一つずつ整備し、実現化していくためには、このような計画が必要だと思ふ。また、このような計画があつた方が動き易いという点で意味がある。中間案であるので、絵に描いた餅にならないように努力していただきたい。期待している。</p> <p>奈良らしさについて、目に見える景観の特性、心で感じる景観の特性、情報としての景観の特性の 3 つから整理されており、そのうち、目に見える景観の特性はわ</p>

事務局	<p>かる。しかし、心や情報として捉えようとしている景観がどのようなものなのか、具体的な部分が分かり難い。もう少し具体的に説明いただきたい。奈良にしかない歴史や文化として古都奈良や中世からの奈良町としての特性などがある。どこに価値を置きながら後世に残していくべきかをより明確にすることが、景観のとらえ方と関係すると思う。</p> <p>眺望景観の保全活用のためには、景観の価値や意義の明確化も必要であると思うが、それと同時に、まちづくりを地域ごとにどのように展開していくのかという将来のビジョンも重要である。そこで生活が営まれていくわけであるので、生活との関わりのなかで各地域の将来ビジョンと眺望景観の保全活用がどう関係しているのかについて、現在考えていることがあれば教えていただきたい。</p> <p>心で感じる景観と情報としての景観の違いについては難しく、懇談会でも様々な意見が出た。情報としての景観は、名所案内記や絵図、百選などで位置づけられた、ある意味記号化されたものを情報と位置づけ、心で感じる景観というのは、昔からの伝承や言い伝えなどとして分けて考えようということで整理している。</p>
川崎会長	<p>このころは、眺望だけでなく、全ての景観に関わる問題である。心で感じるということは、市民の心の代表として小説や文学作品や伝承などがあるということであると思う。この場所はこのような伝承があるという説明があると、観光に来た人はここがそうかということが分かり、そこで心が通じる。気が付かないことが多いのでそれを伝える媒体が必要である。そのようなことで奈良の心を伝えていくという行政的な施策を講じていければ良いと思う。景観というと一般には目に見えることが主とされるが、本来は五感で感じるものである。耳に聞こえる、良い香りがする、風を感じるなど。分析対象として視覚が主となり、とりあえず視覚的にきれいなものをつくれれば他も美しくなるという前提があるように思う。</p>
事務局	<p>補足させていただく。資料 17 頁に奈良らしい眺望景観のとらえ方を整理している。山並みへの眺望景観といっても、山にも色々あり、山だけでは奈良とは分からない。これを大仏殿とセットでみせるというのが奈良の眺望景観であり、奈良らしさであると考えている。それをこの定義では「重なり合う」という言葉で表現している。目に見える景観の特性は分かると思うが、心で感じるというのは、文学作品や説話・伝承、音や風などを含め、奈良であると感じられるものと考えている。情報としての景観は、パンフレットや宣伝、書物などで奈良がとりあげられていることが多く、特に観光で来られる方々はそれらを通じてイメージを形成しているという意味でとりあげている。</p>
上原委員	<p>重要眺望景観を 12 事例に絞り込んだのは、それしかなかったということか。絞り込んだ経過を教えて欲しい。</p>
事務局	<p>資料 26 頁をご覧ください。最初に 117 事例を選んできて、そのなかから奈良らしい眺望景観の第一次選定候補を 39 事例選んできた。この他にも奈良らしい眺望景観と思われるものがあればご意見いただきたい。また、今後、ホームページでも募集していく予定であり、39 事例については決定したわけではない。この奈良らしい眺望景観候補の 39 事例から重要眺望景観を抽出した過程については、本日配布した A3 版資料「重要眺望景観の抽出について」をご覧ください。右下</p>

	<p>に選定した 12 事例と選定方針 1 と 2 との関係をグラフに整理している。選定方針 1 の特に奈良らしい眺望景観として、グラフの右側の方に位置するもの、選定方針 2 の保全活用の課題の多い眺望景観としてグラフの上の方に位置するものを基本とした上で、選定方針 3 のまちづくり活動が行われてきた又は今後期待できるものということも含めて総合的に判断をして抽出している。</p>
上原委員 事務局	<p>12 でなくても良いのか。 良い。</p>
上原委員	<p>37 番の月ヶ瀬地区の景観は非常に素晴らしい。合併後の奈良らしい眺望景観としても重要である。また、梅の古木も増え、高齢化による梅の木の管理の問題も生じてきている。重要眺望景観に入れて対策を講じるべきであると思う。</p>
今井委員	<p>もう少し小さなスケールで奈良らしさを捉えたときに、奈良公園のディアラインにより遠くまで透けた眺望は、奈良でないと創り出し得ないものである。鹿が色々食べるので、そこまでは木の葉がなく、人の目線のラインでかなり遠くまで見通すことができる。遠望は難しいが、中景・近景で構成される鹿が創り出している景観である。奈良らしい景観であると思う。敢えて入れていないのか他の理由があるのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>場所を教えていただき、検討させていただきたいと思う。基本的に本計画では特別保存地区や風致地区などで既に守られている眺望景観は重要眺望景観に入れていない。そのような場所でも市街地などを望むものは対象としている。</p>
川崎会長	<p>眺望景観で対象とする以前に重要な地区として守られているものは対象とせず、不十分なものは対象としていると理解すれば良いか。</p>
事務局	<p>そういうことである。</p>
菅沼副会長	<p>鹿が食べないとできない景観である。春日大社付近のナギ林は食べない。</p>
川崎会長	<p>色々意見はいただいたが、このような方向で今後も策定に向けた作業を進めて良いか。</p>
上原委員 事務局	<p>月ヶ瀬梅林は重要眺望景観に入れるのか。 重要眺望景観候補として入れるかどうかは検討しておく。</p>
川崎会長	<p>重複させ、十分に守られていても重要眺望景観に選定しても良いと思う。 他に意見がないようですので、この計画については、今後も引き続き策定作業を進め、作業が終了した段階で、再度、審議をすることにしても良いか。 特に意見がないようなので、これで第 3 2 回景観審議会を終了する。</p>